

主な内容

- 2面 論説、税制改正フォーラムを開催
- 3面 当面の問題シリーズ151
- 4面 税制改正大綱 主な内容
- 5面 ブロック会議を開催
- 6面 国会議員への一斉陳情を実施

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
電話 03(3356)4479
【URL】 <https://t-zeisei.jp>
編集発行人 森下 基樹
広報委員長

東京税政連

正月の伏見稲荷

森下 基樹会員
(杉並)



会員の皆さま、あけましておめでとうございます。
旧年中は、税政連活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
昨年は約3年ぶりに衆議院総選挙が行われました。本連盟では、候補者32名を推薦し、うち25名が当選いたしました。自由民主党派閥パーティーに係る政治資金収支報告書不記載事案に関する対応を問われることとなりましたが、本連盟は自民党の党則による処分を受けた議員は推薦いたしませんでした。推薦に関わった単位税政連の役員、選挙の応援活動にご協力いただいた税理士後援会の方々と多くの会員に感謝申し上げます。
令和7年度の税制改正で一番話題になっているのは、いわゆる「103万円の壁」問題です。本連盟では、「基礎的な人的控除」について控除額を見直すこと「を要望しており、具体的な金額は明示しておりません。この問題は、憲法第25条に規定されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」との関係で論ずべきと考えております。少なくとも、現行のように

東京税理士政治連盟

会長 名倉 明彦



年頭所感

税制改正要望の実現と組織強化策の実施

29年も引き上げられないというようなことは、今後は許されないと考えます。
昨年12月20日に公表された、令和7年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)では、本連盟要望項目のうち、①中小企業者等の法人税の軽減税率特例の延長、②所得税における基礎控除額の引上げなどが改正項目に挙げられております。昨年までとは異なり、これらの項目が国会審議においてそのまま法改正に繋がるかどうかは不透明です。また、基礎控除等の引上額については、引き続き自民、公明、国民民主の間で協議されることと見られます。したがって納税者のため、よりよい税制の実現に向けて、予断を許さず運動していきたいと思っております。
最後に、本連盟の組織率について、本年度開始日(令和6年7月1日)現在、33.9%の加入率に留まっております。昨年12月に開催しましたブロック会議において、全単位税政連に組織強化策をお示しし、ご協力をお願いしております。本連盟・単位税政連一丸となり対応し、本年こそは何としても組織率の低下に歯止めをかけたいただきたいと考えております。また私自身も、できる限り多くの支部・単位税政連にお伺いし、組織強化について直接、会員の皆さまにお願いしたいと考えております。
本年は、参議院議員選挙、都議会議員選挙が予定されているほか、参議院と衆議院のダブル選挙の声もあきます。
本連盟においては例年にも増して気持ちを引き締めて積極的に活動を行っていきたくと考えておりますので、益々のご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

あけましておめでとうございます

推薦 審査 副会長 新居 之昌	推薦 審査 副会長 竹田 剛志	総務 副会長 富田 隆史	総務 副会長 平塚 秀明	副幹 事 森下 清隆	衆議院選挙区割り対応特別委員長 柴崎 一男	規約改正推進特別委員長 一之瀬 渉	後援会対策委員長 香山 正男	広報 委員長 森下 基樹	国 対委員 長 大美賀 功貴	組 織委員 長 水谷 治	財 務委員 長 佐藤 弘毅	政 策委員 長 湊 昭子	幹 事 長 菅原 祥元	推薦 審査 会長 野間口 嘉平	総務 会長 平井 貴昭	副会 長 越澤 靖久	副会 長 平野 弘道	副会 長 坂田 覚	副会 長 田尻 吉正	副会 長 小林 英理子	副会 長 吉川 裕一	会 長 名倉 明彦
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------------	-------------------------	----------------------	-----------------------	----------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------	---------------------	---------------------	--------------------	---------------------	----------------------	---------------------	--------------------

税制改正フォーラム2024を開催

令和7年度税制改正の動向について

本連盟は11月22日、衆議院第一議員会館で「税制改正フォーラム2024」を開催した。このフォーラムは、本連盟の税制改正要望を基に、国会議員を交えてディスカッションすることにより、令和7年度の税制改正動向について考察する企画である。

本年度は、落合貴之衆議院議員(立憲民主党)、竹谷とし子参議院議員(公明党)及び土田慎衆議院議員(自由民主党)並びに東京税理士会・大畑智宏調査研究部長、本連盟・吉川裕一副会長がパネリストとして、本連盟・湊昭子政策委員長がコーディネーターを務めてパネルディスカッションを行った。

個別テーマは、①令和7年度の税制改正について(総論)、②所得税・法人税の申告期限及び納期限の拡大、③所得税の基礎的な人的控除を見直すこと、④中小法人税制について取り上げた。

パネルディスカッションの後、本連盟・菅原祥元幹事長から活動報告があり、終了した。



竹谷とし子 参議院議員
東京選挙区(当選3回)
●公明党代表代行/公明党女性委員長/東京都本部副代表/税制調査会副会長



落合貴之 衆議院議員
東京都第6区(当選4回)
●政治改革特別委員会野党筆頭理事/経済産業委員会委員/立憲民主党副幹事長(政治改革担当)



大畑智宏
東京税理士会調査研究部長



土田 慎 衆議院議員
東京都第13区(当選2回)
●財務大臣政務官



湊 昭子
東京税理士政治連盟 政策委員長



吉川裕一
東京税理士政治連盟 副会長



パネルディスカッションの様子

初めて出席した会員からは、国会議員が身近で話してくれ、税制改正の動向や問題点がよく理解できた。出席してよかったなどの声があり、好評であった。

論説

「税政連」税理士政治連盟は、「税理士」及び「税理士会」の要望実現に向けた運動を展開する組織であると認識します。その要望実現のためのエネルギーは、その組織の会員数が大きい程、法律改正に係る「立法院」国会議員に与える影響は大きいという事は明白なことです。だから我々

税政連活動と税制改正

議員は、我々の要望に聞く耳を開いてくれています。第58回東京税理士政治連盟定期大会において、我々は令和7年度運動方針・組織活動方針など

いを受けて、与野党を問わず「税理士会」の活動に理解のある国会議員(立法院)に対し、直接陳情により働きかけ「税制改正」の先兵の役割を

担っております。立法院に働きかけ法律を作るにはパワー(数の原理)が必要であることは、明白な道理であります。このことをどうかご理解いただいて、我々と共に働きかける仲間を増やし、より良い「税制改正」につなげていきたいと願っております。

導入に伴って認められている各種特例措置の適用期限延長、「中小法人に対する軽減税率適用制度の延長」を我々の税制改正運動の中心として、

9月に自由民主党と立憲民主党の党首選が行われ、新しく選ばれた首相の下で10月末に衆議院選挙が行われた。自民党の政治資金や統一教会の問題もあり、有権者の厳しい判断は、選挙結果の通りである。自公政権が過半数割れをして少数与党になり、野党の協力を得ないと国会運営が進まない状況になった。一方の野党も連携ができないので過半数に達するのは難しい▼

今後は、少数与党のため重要な法案や問題解決など何も決められず、ただ単に政局にするのではなく、是非々々で与野党も協力をして、重要な政策の実現に

取り組むべきと考える▼世界に目を向けてみると2024年は重要な国のリーダーの選挙が行われた年であった。1月は、台湾総統選、3月はロシア大統領選、11月はアメリカ大統領選が行われた。変わらないうちにもあれば、アメリカのようにトランプ氏が132年ぶりに返り咲きを果たした2人目の大統領になったところもある▼新しいリーダーが出揃う2025年は、日本では政治的な混乱や分断を招くのではなく、世界的に情勢が不安定なウクライナの戦争やガザでの紛争の着地点を見出して平和な世の中をもたらしたい、物価上昇に歯止めをかけてもらい経済的安定を望むところである。

9月に自由民主党と立憲民主党の党首選が行われ、新しく選ばれた首相の下で10月末に衆議院選挙が行われた。自民党の政治資金や統一教会の問題もあり、有権者の厳しい判断は、選挙結果の通りである。自公政権が過半数割れをして少数与党になり、野党の協力を得ないと国会運営が進まない状況になった。一方の野党も連携ができないので過半数に達するのは難しい▼

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。事故原因の多くは、【うっかり】【思い込み】です。

よくあるご質問

- 「裁判」にならないと保険が使えない? → 裁判に限りません
依頼者から電話、書面、メールなど手段は問わず、保険期間中に賠償請求を受けた場合も事故発生とみなします。
- 税理士業務を行う時に加入していれば大丈夫? → いいえ
損害賠償請求を受けた時に加入していることが条件です。税理士業務を行った時の保険加入有無は問いません。

お問合せ先(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 <https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



消費税の非課税範囲の見直しについて

喫緊の課題を租税公平主義の観点から検討する

I はじめに

現行消費税は、15項目の非課税取引を規定する(消費税法6条1項・別表第1)。しかし、非課税取引は、消費税の負担・仕入税額控除の面で不公平をもたらす。消費に広く等しく負担を求める消費税の趣旨自体も租税公平を強く指向する。そこで租税公平主義の観点から、現行非課税取引の幾つかについて、見直しの可否を検討する。

II 租税公平主義の判断基準

租税公平主義とは、税負担が税力に即して公平に

配分されなければならない、納税者が各種租税関係法において平等に取り扱われなければならないという原則であり、憲法14条1項(法の下の平等)に基づく。本稿では、後述の消費税導入後の事情の変化を踏まえ、①当該区別の趣旨目的、②当該区別が当該趣旨目的達成に有効か、③関係者の利益衡量、④より適切な手段の有無という観点から(文献④95頁、文献⑤3頁を参考)、非課税取引が合理的区別であるかを検討する。

III 前提：消費税導入後の3つの事情の変化

1 少子高齢化の劇的な進行
65歳以上の人口の割合は、消費税導入時(平成元年・1989年)の12%程度から令和5年に29%に倍増し、今後も急増する見込みである(内閣府令和6年版高齢社会白書)。それに対応する税収を確保できないければ、福祉を要する方々の生存(憲法25条)に重大な支障が生じ得る。

2 消費税の福祉目的税化
平成5年の細川内閣以来、苦節19年の末、平成24年の民主党・自民党・公明党の三党合意により、消費税の使途は、ほぼ、制度として確立された医療・介護等の社会保障並びに少子化対策に限定されることになった(後掲文献②)。

3 金融機関を含めた取引全体・社会全体のデジタル化の進展
消費税施行時にはパソコン普及率は10%程度であったが、その後デジタル化が進み、現在、デジタルインボイス(請求に係る情報を、売り手のシステムから買い手のシステムに対し、人を通じて自動処理する仕組み)が普及を始めている状況にある(文献③)。

IV 土地の譲渡・貸付の非課税の見直し

土地の譲渡・貸付の非課税の趣旨として、土地は利用により消費せず、性質上消費税に馴染まない」という説明がなされている。しかし、例えば、金等の貴金属は使用によって損耗しないが、金等の譲渡は非課税とはされていない。ニュージーランドでは、土地取引は原則として消費税の課税対象となっている(知原信良「消費税と不動産取引」論究ジュリスト10号・200頁から204頁、文献①116頁)。

V 医療サービス・介護サービスの非課税の見直し

かかる実例に鑑み、土地の譲渡・貸付は、その性質上消費税に馴染まないとは言えず、これを非課税とする「区別」を設ける趣旨目的「自体が受当しない」。

VI 金融取引の非課税の見直し

金融取引は、取引の性質上非課税であると説明されている。しかし、例えば、「預金預入・貸付金利息・貸付金返済などを売上げ、融資・預金引出・預金利息」を事業支出と捉え、その差額を金融仲介サービスの対価として消費税を算出する方法(西山由美「金融サービスに対する消費税課税」論究ジュリスト24号218頁から221頁、インボイス方式と親和的な制度であるとされている)、デジタルインボイスの活用等により、各種金融取引の付加価値を捕捉できる限り、金融取引は性質上消費税に馴染まないとは言えず、これを非課税とする「区別」を設ける「趣旨目的」自体が受当しない。

VII 生命保険について

生命保険取引(保険会社との契約によって支払われる保険料を対価とする役務の提供)も、付加価値を捕捉できる限り、取引の性質上消費税に馴染まないとは言えない。

VIII 生命保険について

生命保険取引(保険会社との契約によって支払われる保険料を対価とする役務の提供)も、付加価値を捕捉できる限り、取引の性質上消費税に馴染まないとは言えない。

IX 損害保険について

損害保険についても生命保険と平行でよいが、参考となる文献(辻美枝「保険取引への消費税課税」ニュージーランドの制度との比較から(税法565号148頁)の指摘に留めるが、ニュージーランドにおいては、生命保険以外の保険は課税取引である(文献①116頁)。

X 結び：非課税の既得権の壁の突破が不可欠

急激な少子高齢化に対応する財源確保は極めて重要で切迫した課題であるところ、主要政党は、当面消費税率を上げないことを選挙公約としている。だとすれば、消費税の非課税の見直しは、かかる喫緊の課題に対応するために残された、数少ない手段である。

【政策別委員】北出容一

【参考文献】(文中に明記したもの以外)
①「消費税制の未来への提言」EUのVAT、ニュージーランドのGST、消費税の比較を通じて(令和6年度第50回日税連公開研究討論会論文(沖繩税理士会))
②「税はいかにあるべきか」格差から税の正義を考える(令和6年度第50回日税連公開研究討論会論文(九州北部税理士会))
③「税務行政DXとその展望」令和6年11月21日「国税庁長官官房デジタル化・業務改革室」
④金子宏「租税法(24版)」(弘文堂)88頁以下、820頁以下
⑤山田武道「租税特別措置とその統制―日米比較」租税法研究18号

「当面の問題」シリーズ 151

るかの判断は難しい。そこで、住宅の貸付については、社会福祉という目的にとって、非課税よりも「給付」が実効的とは断定し難く、その非課税は、必ずしも不合理な区別であるとは言えないと解される。ニュージーランドにおいても住宅の貸付は基本的に非課税である(前掲知原文献203頁、文献①117頁)。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

6品目以上導入 ▶▶▶ 6%OFF

8品目以上導入 ▶▶▶ 8%OFF

10品目以上導入 ▶▶▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

自民税制改正大綱を公表

昨年12月20日、令和7年度自民税制改正大綱が公表された。喫緊の課題であった中小企業の軽減税率の特例は、一般の賃上げや物価高への対応に直面している状況を踏まえ、令和10年3月末まで2年延長となった。また、人的控除の見直しでは、基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円引上げられることとなった。さらに、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件についても見直しが行われた。以下に主な大綱内容の要約について記載する。

税制改正大綱の主な内容

一 個人所得課税

● 国税

● (1) 基礎控除

基礎控除について合計所得金額が2350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。

- ・合計所得金額が2350万円以下である個人 58万円
- ・合計所得金額が2400万円以下である個人 48万円
- ・合計所得金額が2450万円以下である個人 32万円
- ・合計所得金額が2500万円以下である個人 16万円

(2) 給与所得控除
給与所得控除について、

55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

● (3) 特定親族特別控除(仮称)

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年の総所得金額等から次のとおり控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(注)右記(1)〜(3)の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

● 地方税

● (1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

(2) 特定親族特別控除(仮称)
所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くもの)

し、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限り、(注)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおり控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(注)右記改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

二 資産課税

● 相続税・贈与税

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

(3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業要件について、贈与の直前において

(現行：贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

(4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行：贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

(注)右記(3)、(4)の改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

三 法人課税

● 国税

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(注)右記改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

二 資産課税

● 相続税・贈与税

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

(3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業要件について、贈与の直前において

及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。

(3) 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却に

(注)右記(3)、(4)の改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

三 法人課税

● 国税

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(注)右記改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

二 資産課税

● 相続税・贈与税

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

(3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業要件について、贈与の直前において

を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に

リース取引に係るリース資産の減価償却に

(注)右記(3)、(4)の改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

三 法人課税

● 国税

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(注)右記改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

二 資産課税

● 相続税・贈与税

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

(3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業要件について、贈与の直前において

8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとする。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、

(注)右記の改正は、令和8年11月1日から施行する。

五 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

● 防衛特別法人税(仮称)の創設

(1) 納税義務者
各事業年度の所得に対する法人税を課せられる法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。


(2) 課税の範囲
法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

● (3) 税額の計算

① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額年500万円を控除した金額とする。

(4) 申告及び納付等
防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。



今年も宜しく願っています

武蔵府中税理士政治連盟	会長	松山	晃
東村山税理士政治連盟	会長	土田	士朗
武蔵野税理士政治連盟	会長	相澤	豪
立川税理士政治連盟	会長	大久保	昭彦
町田税理士政治連盟	会長	眞島	善秀
日野税理士政治連盟	会長	富樫	清志
八王子税理士政治連盟	会長	花形	守康
青梅税理士政治連盟	会長	村山	隆敏
江東税理士政治連盟	会長	森田	法隆
江西北税理士政治連盟	会長	矢ノ目	忠
葛飾税理士政治連盟	会長	桑原	洋介
本所税理士政治連盟	会長	浅香	敏明
西新井税理士政治連盟	会長	古庄	一夫
足立税理士政治連盟	会長	立田	彰
荒川税理士政治連盟	会長	菅野	昭文
豊島税理士政治連盟	会長	寺澤	隆夫
練馬西税理士政治連盟	会長	鳥山	直哉
板橋税理士政治連盟	会長	青木	学
新宿税理士政治連盟	会長	成田	忠幸
中野税理士政治連盟	会長	三浦	龍彦
杉並税理士政治連盟	会長	梅村	信敏
目黒税理士政治連盟	会長	市川	真理
玉川税理士政治連盟	会長	坂口	洋二
北沢税理士政治連盟	会長	廣井	誠
世田谷税理士政治連盟	会長	松野	淳子
蒲田税理士政治連盟	会長	錢坪	賢也
大森税理士政治連盟	会長	渡邊	雅弘
雪谷税理士政治連盟	会長	庄子	一厚
浅草税理士政治連盟	会長	新井	了
品川税理士政治連盟	会長	谷口	安司
荏原税理士政治連盟	会長	渡邊	正則
本郷税理士政治連盟	会長	星野	典子
上野税理士政治連盟	会長	宮崎	榮一
浅草東税理士政治連盟	会長	久保	英明
四谷税理士政治連盟	会長	瀬上	富雄
麻布税理士政治連盟	会長	田村	幸男
小石川税理士政治連盟	会長	篠崎	榮一
日本橋税理士政治連盟	会長	井上	郷
芝税理士政治連盟	会長	村上	芳正
三宅	芳正		
吉野	隆雄		
小山	栄一		
井上	郷		
田村	幸男		
瀬上	富雄		
久保	英明		
篠崎	榮一		
星野	典子		
宮崎	正則		
渡邊	雅弘		
庄子	一厚		
新井	了		
谷口	安司		
渡邊	正則		
松野	淳子		
廣井	誠		
坂口	洋二		
市川	真理		
梅村	信敏		
三浦	龍彦		
成田	忠幸		
青木	学		
鳥山	直哉		
寺澤	隆夫		
菅野	昭文		
立田	彰		
浅香	敏明		
古庄	一夫		
桑原	洋介		
矢ノ目	忠		
森田	法隆		
村山	隆敏		
花形	守康		
富樫	清志		
眞島	善秀		
大久保	昭彦		
相澤	豪		
土田	士朗		
松山	晃		

自民党都連の 要望聴取会に出席 冊子など提出

自由民主党東京都支部連合会(自民党都連)が、令和7年度国家予算・税制改正等要望聴取会を自由民主党本部で開催し、本連盟も11月1日、関係役員8名が出席して意見を述べた。当日は、令和7年度税制改正要望書(冊子及び概要リーフレット)及び要望図(ポスター)を提出して、内容を説明した。

冒頭、名倉会長が、国民民主党が提案している、いわゆる「1003万円の壁問題」に触れつつ、本連盟においても基礎的な人的控除の見直しを要望していることについて、憲法96条(生存権の保障)の規定を引き、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を行使するためには控除額の引上げが必要であるとあいさつした。続いて、湊政策委員長が、①確定申告期限の見直し、②中小法人等の軽減税率の特例の延長、③人的控除額の見直しを中心に説明した。



あいさつする名倉会長と出席議員

(12月5日、9日、16日)

ブロック会議を開催

本連盟では12月5日、9日、16日の3日間、全理連ビルで令和6年度ブロック別単位税政連・後援会会議を開催した。本ブロック会議は例年12月に、各単位税政連を衆議院の選挙区毎に3つに分け、会長及び幹事長に出席を要請するとともに、当該地区の支部長、税



ブロック会議の様子

理士後援会からも出席を得て開催している。会議は、本連盟からの報告・説明を行うとともに、単位税政連からも報告を求め、また単位税政連間の意見・情報交換を行うものである。本年度は、本連盟が各単位税政連とともに組織強化施策を実施することについて取りまとめた組織強化策(案)の報告を行い、質疑応答を行った。

会議冒頭、名倉会長から、組織強化策への理解を求め、目的のあいさつがあった。続いて、会員増強が顕著であった単位税政連会長の表彰(別掲一覧参照)の後、本連盟からの報告・説明が行われた。最初に国対、政策、組織、財務、後援会対策、規約改正、広報の各委員長から、本年度の活動報告があった。さらに菅原幹事長が、これまでの単位税

政連会長・幹事長会議等で意見、要望のあった諸課題について、常任幹事会で確認された対応策(拡大幹事会の開催、機関紙の議員への送付、候補者推薦基準の徹底など)を報告した。各単位税政連からは、それぞれ組織強化の具体策や規約的な型への改正後の対応などの報告・質問があり、各国会議員後援会からは、活動の現況などが報告された。

組織強化策(案)について報告

本連盟では従前より加入率が減速している現状に鑑み、各種の加入促進策を講じてきた。ここ数年は東京税理士会の理解と協力の下、支部長会・理事会をはじめ、ブロック役員連絡協議会などで、活動報告や加入促進を行ってきたが、これらを本連盟・単位税政連が一丸となってさらに強力に推進していくため、組織強化策(案)を「税理士政治連盟 加入マニュアル(案)」として、冊子にとりまとめた。

組織強化策は、単位税政連において実施してもらう施策と本連盟が東京税理士会と協力して実施する施策に分かれる。このマニュアル(案)については、東京会に報告しており、今後とも同会の理解と協力を得て、強力に施策を推進していくこととしている。

組織強化策の実施に当たっては、各支部の役員がどの程度、税政連に加入(会費の納入)しているかの調

査と未加入者などの程度の数、加入してもらうかの目標を単位税政連に自ら設定してもらい、その加入者数に対しては本連盟からの組織拡充助成金の額を引き上げることが検討されている。



組織強化策(案)について説明する菅原幹事長

また、本連盟役員が、支部会議に出席し直接、支部役員や会員に組織強化についてお願いする機会を設けてもらえるよう単位税政連を通じて依頼する。本連盟においても、東京

会の協力を得ながら、「東京税理士界」に活動報告を掲載したり、加入(会費納入)案内やサポート募金の案内を同封することなどを検討、協議している。

なお、単位税政連が支部に文書の同封を依頼するときには、経費負担をすることも、その旨を支部会員に通知することが重要であることが示された。

各単位税政連からは、押し付けではないか、不要である、名称が不適切であるなどの厳しい意見があった一方、組織強化を進めていく上での具体的な質問や資料提供依頼などもあった。執行部では、12月中旬開催の幹事会での審議を経て、令和6年中に正式に各単位税政連にこの組織強化策を伝達し、関係資料の提供などを行っていく予定としている。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2025 1口 5,000円

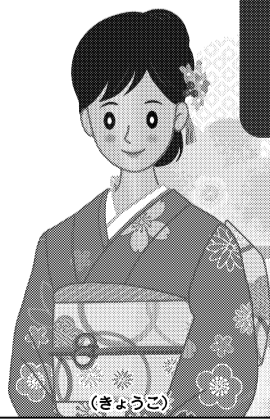
「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は、個人名をご記入くださいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

いつの時代も変わらない 助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。ご紹介する各種制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁



1月下旬に届く共済会からのお知らせを是非ご覧ください。

おしどり保障 個人年金



11月13日 土田慎議員



11月12日 竹谷とし子議員



11月12日 落合貴之議員



11月22日 大西洋平議員



11月22日 平沢勝栄議員



11月22日 辻清人議員



11月22日 大森江里子議員



11月22日 松原仁議員



11月22日 萩生田光一議員



11月26日 松尾明弘議員



11月26日 阿部祐美子議員



11月22日 片山さつき議員

国会議員への一斉陳情を実施 中小法人の軽減税率の継続、確定 申告期の見直しなどを訴え

本連盟では、11月12日、13日、22日、26日、27日の5日間、計45人の国会議員(秘書対応、ポスティング含む)に対し、陳情を行った。

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催

合同セミナーのご案内

日時 令和7年2月4日(火) 午後2時~4時40分
 会場 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
 参加費 無料
 構成 (第1部) 基調講演 <テーマ調整中>
 講演者 小林 鷹之 氏 (衆議院議員 自由民主党)
 (第2部) パネルディスカッション
 テーマ 「令和7年度税制改正大綱を読む」
 パネリスト 古川 元久 氏 (衆議院議員 国民民主党) 他1名予定
 大畑 智宏 氏 (東京税理士会調査研究部長)
 吉川 裕一 氏 (東京税理士政治連盟副会長)
 コーディネーター 湊 昭子 氏 (東京税理士政治連盟政策委員長)
 定員 100名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前にお申し込みください。)
 申込方法 「東京税理士界」1月1日号案内版掲載の申込用紙に必要事項をご記入うえ、1月27日(月)までにお申し込みください(FAX 03-3356-4459)。
 ※研修カードをご持参ください。
 ※諸事情により、基調講演はビデオ出演又は変更、パネリストは変更になることがあります。
 【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479



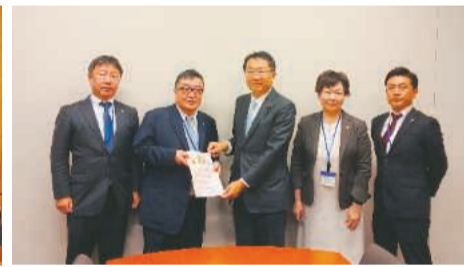
11月26日 岡本三成議員



11月26日 大空幸星議員



11月27日 大河原まさこ議員



11月27日 山花郁夫議員



11月27日 山岸一生議員



11月27日 福田かおる議員

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 日税ホールディングス

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税信託

税理士とその関与先のために

50th NICHIZEI GROUP

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



ホームページはこちら

私のスナック

高橋 邦夫 (浅草)

神輿のライトアップ

江戸川区平井諏訪神社の祭りの宵宮渡御に参加した。夕方少し暗くなってきた時間の渡御で、神輿にはLEDライトがセッティングされていて、綺麗にライトアップされた神輿が暗い路地裏を元氣よく進み、担いでいる人も見物している町内会の人々も楽しそうだった。聞いてみると、最近LEDを使ってライトアップする神輿も増えてきているとのこと。伝統を重視する人からは、神輿は神様の乗り物、LEDとかを神輿自体に据え付けるのは如何なものか、という声も有るようだ。しかし、これも伝統を続けるための一つの方法、どうすればみんなに参加してもらって、楽しんできた時間を渡御で、神輿の祭りを続けていくことにこだわっているのか、古いこととアップデートされていく、綺麗にライトアップされた神輿よ、という話を聞いてなるほどと思った。



江戸川区平井東の宵宮

ほのぼの喫茶室【金運アップの巳年?】

A comic strip titled 'ほのぼの喫茶室【金運アップの巳年?】' (A Warm Tea Room [Snake Year?]). It features a green snake character and two women talking. The dialogue discusses the 'Snake Year' (巳年) and financial luck. One woman asks if it's a good year for financial luck, and the other explains that while it's a snake year, it's not necessarily a year for financial gain. The comic is by Naosawa Taro.

税理士後援会の活動



R6.10.9 税理士による山田美樹後援会 朝食会 R6.12.4 石原伸晃の税理士後援会 定期総会・懇談会 R6.12.18 税理士による辻清人後援会 国政報告会・忘年会

九州へ旅行に行った時の話です。今の時代スマホ一台あれば簡単に宿泊先や新幹線チケットが取れる時代になってきているので、宿泊先、新幹線チケットは事前予約せずに自宅を出発しました。まずは「えきねっと」で新大阪駅までの新幹線チケットを車中で取ることにしました。ここで少しトラブル発生！ 認証コードの送信先がこの場では確認出来ない所へ送信されてしまった。この経験が確定申告無料相談会のスマ別のカードを登録して事なきを得ました。その翌日から便利な「スマートE X」というサービスがあることを知り今度はこちらを利用することにしました。またここでトラブル発生！ 認証コードがスマホへ送信されるように設定したのはいいのですがメールを開くと「スマートEX」の画面が消えコードが入力出来ないのです。仕方なくガラケーにコードが届くように設定をして事なきを得ました。この旅行でさらにスマホ操作に慣れたような気がします。



A promotional box for the Tokyo Tax and Finance Association website. It says '東京税政連 ホームページにアクセスしてください!' (Please access the Tokyo Tax and Finance Association homepage!). It includes a search bar and a screenshot of the website showing a building and various service icons.

年賀状が一枚63円から85円に値上げされた。「これを機にやめる」という声も多いたが、確かに友人とはメールやSNSで済むため、私も年賀状は出していない。だが、遠くの親戚やお世話になった方々への年賀状は、年に一度の近況報告であり、業としての個人的な減税を進めてほしいと考えるし、与党以外の提案する減税案が決まるときあのワクワク感はない。手書きの文字の暖かさはデジタルでは感じられない。今年は少し迷ったが、年賀状を送ることになった。値上げ分の気持ちを上乗せして、心を込めて送る予定である。

編集点描

減税を進めてほしいと考えるし、与党以外の提案する減税案が決まるときあのワクワク感はない。手書きの文字の暖かさはデジタルでは感じられない。今年は少し迷ったが、年賀状を送ることになった。値上げ分の気持ちを上乗せして、心を込めて送る予定である。

A large advertisement for JDL AI. The headline reads '6,500件の会計事務所をご利用いただいている確かな実績! 入力業務削減は「JDL AI」。' (6,500 accounting firms are using it with proven results! Reducing input work is 'JDL AI'). It features a logo of a head with gears and a list of services: '顧問先1件分(約250仕訳)の仕訳生成がわずか2分で完了!' (Invoice generation for 1 client (approx. 250 entries) completed in just 2 minutes!), '新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! 「オンタイム仕訳生成処理」' (New development: Generate invoices while reading receipts! 'On-time invoice generation processing'), '通帳 見開き3ページ' (Passbook 3 pages), 'クレジットカード明細3枚' (Credit card statements 3 sheets), 'レシート・領収証100枚' (Receipts/Invoices 100 sheets). It includes a QR code and contact information for JDL AI (Japan Digital Laboratory).



初春のおよろこびを 申しあげます



旧年中は、本組合事業へご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございました。迎えた新年は、長寿や豊穡の象徴とされる「巳年」です。「巳年」にあやかり、この一年が皆さまにとって健やかで幸多い年になりますことをお祈りいたします。

A-1の台頭で世の中は便利になっている反面、業務に求められるスピードが加速し、その環境の変化に素早く対応することも重要な業務となりました。本組合は、目まぐるしく変わる環境に適した提携事業を開拓し、組合員及び準会員の皆さまに提供できるように、迅速な組合運営に努めてまいります。新規事業や詳細につきましては、ホームページや広報誌などでお知らせしておりますので、お役立ていただくと幸いです。

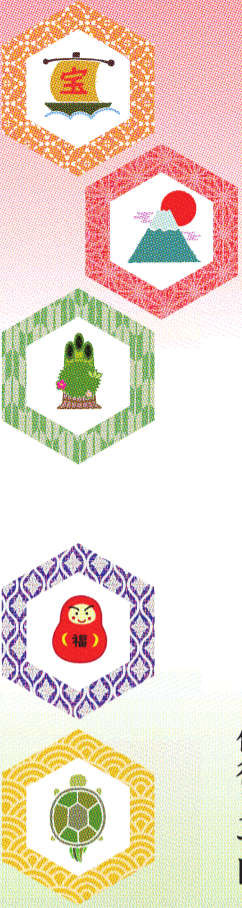
本年も、相互扶助の精神に基づき、組合員及び準会員の皆さまのために尽力いたしますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和七年元旦

東京税理士協同組合 理事長

小久保 隆

他役員一同



税理士業務に関する専門書店

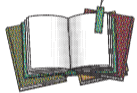
ご利用
ください!

東税協の直営売店

東税協HPにて
週間ランキング、新刊ご案内を
毎週更新しています!

組合員・準会員には3つの特典!

1 一部の商品を除き定価の
10%割引



2 1回のお買上げ金額10%割引後
税込5,000円以上は送料無料
優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3 **代金後払いサービス**
ホームページ・FAXにてご注文ください。優待券をご利用いただけます(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限ります)。



直営売店などで使用できる2024年度の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の

有効期限は 2025年6月30日(月) まで。 期限が切れる前に、有効にご活用ください。

東税協共栄会の事業 組合員・準会員に加え、関与先様等にもご利用いただけます

粗大ゴミや機密書類などを安全に処分したい! 買取ってほしい!

廃棄物の処理のことなら
「リサイクル・ネットワーク」へ 特別価格で
ご提供!

ご紹介者をご契約頂いた際には紹介料をお支払いします。

対応エリア	産業廃棄物 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県
	一般廃棄物 千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区

無料見積り・ご相談 HPからも見積りご相談できます <https://www.r-nw.com/>
株式会社リサイクル・ネットワーク Tel.03-6404-3196

※2024年11月 優良申告法人表敬事業者

超簡単な運用が実現できる安全・安心のクラウドサービス!

煩雑化する業務の力に! 電子帳簿保存法 電子取引クラウド **電取くんライト**

「電取くんライト」とは 組合員、準会員は初年度**10%off** 19,800円
クラウドシステム「法令ドライブ」、電子取引データの保存ルールに沿ったファイル名を付けられる「電取くんリネームツール」、導入時に必須となる規程・書式「社員への説明マニュアル・事務処理規程」をセットとしたサービスです。
特別価格 **17,820円** (税込)
法令ドライブ (クラウドシステム)

商品及び紹介に関するお問い合わせ
株式会社日本法令 特販課 Tel.03-3862-5463

QUOカード
プレゼント
関与先様を
ご紹介ください



東京税理士協同組合

営業時間 / AM9:00 ~ PM5:00
月曜 ~ 金曜 (祝日、年末年始を除く)

書籍のご注文もHPから承ります
<https://www.tozeikyo.or.jp>



組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

